

吉野川市美郷物産館

指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

吉野川市商工観光課

目 次

1	募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	管理業務に必要な経費	3
5	市と指定管理者との責任の分担	3
6	指定の期間	4
7	その他の条件	4
8	応募資格	4
9	応募の方法	4
10	指定管理候補者の選定	5
11	指定管理者の指定等	5
12	提出書類の一覧	5
13	問い合わせ先及び応募書類の提出先	5
14	応募書類様式	6～15

1. 募集の目的

吉野川市美郷物産館（以下「物産館」という。）は、中山間地域における豊かな自然環境や農林水産物等の地域資源を有効に活用し、また、都市と地方との交流を促進すること等、地域の活性化を図ることを目的に設置された施設である。

このたび、吉野川市（以下「市」という。）は、物産館の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年吉野川市条例第72号。以下「手続条例」という。）及び吉野川市美郷物産館条例（平成16年吉野川市条例第184号。以下「物産館条例」という。）第7条の規定に基づき、以下のとおり物産館の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集する。

2. 施設の概要

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| (1) 名称 | 吉野川市美郷物産館 |
| (2) 所在地 | 吉野川市美郷字峠463番地3 他 |
| (3) 土地 | 1,010㎡（うち398㎡増設駐車場） |
| (4) 建物 | 構造 木造平屋建
建築面積 184.79㎡（うち22.34㎡増築） |
| (5) 設立年 | 平成16年2月（平成18年8月増築） |
| (6) 駐車場 | 21台 |

3. 指定管理者が行う業務

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、物産館の管理業務の遂行に当たって、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- ① 地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び行政関連法令
- ② 手続条例及び同条例施行規則（平成16年規則第48号）
- ③ 物産館条例、吉野川市個人情報保護条例（平成16年吉野川市条例第11号。以下「保護条例」という。）及び同条例施行規則（平成16年吉野川市規則第13号）並びに吉野川市情報公開条例（平成16年吉野川市条例第10号。以下「公開条例」という。）及び同条例施行規則（平成16年吉野川市規則第11号）
- ④ 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑤ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ⑥ 消防法（昭和23年法律第186号）及び消防及び防火管理関係法令
- ⑦ 下水道法（昭和33年法律第79号）及び排水処理等に係る関連法令
- ⑧ 食品表示法（平成25年法律第70号）
- ⑨ その他関連法令

(2) 業務の内容

- ① 物産館の施設、設備及び機器（以下「施設等」という。）の次に掲げる事項の維持管理に関すること。
 - ア 施設等の保守点検及び清掃（花壇等の除草、剪定を含む。）等
 - イ 施設等の点検（浄化槽、電気設備、空調機器、消防設備、警備等）等
 - ウ 施設等に係る経費（電気料金、水道料金、燃料費、浄化槽維持管理費、検査手数料、その他施設等に必要な経費）の支払い等
 - エ 災害時の対応及び報告に関すること。
- ② 市内総合観光案内及び観光等情報発信業務に関すること。
- ③ 特産品販売・PR業務及び地元農産物等を使用した食堂メニューの提供業務に関すること。
- ④ その他次の事項に関すること。
 - ア 施設賠償責任保険に加入すること。
 - イ 施設管理責任者1人を配置するとともに、管理運営に支障がないように職員の配置をし、管理運営に必要な研修を実施すること。
 - ウ 緊急時対策・防犯及び防犯対策について、マニュアルを作成し、職員に指導すること。
 - エ 個人情報保護の体制をとり、徹底を図ること。
 - オ 利用者の意見等を物産館の運営に取り入れるよう努めること。

(3) 管理の基準

指定管理者は、次により、物産館の管理業務を適切に行うものとする。

① 基本方針

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、市民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとっての快適な施設としての環境づくり及び利用の促進を目指すとともに、施設等について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者に不快感を与えないように努めること。

② 基本的事項

ア 物産館の利用時間は、午前10時から午後6時まで、休館日は、毎週水曜日、1月1日から1月5日までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

イ 指定管理者は、物産館の管理上支障があると認められる場合は、施設の利用の中止を命ずることができる。

③ 個人情報保護について

ア 指定管理者は、吉野川市個人情報保護条例の規定に基づき、管理業務の範囲内で、個人情報（吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第11条第1項に規定する個人情報をいう。）の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

イ 指定管理者は、吉野川市情報公開条例第26条の2の規定に基づき、当該施設の管理業務に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

④ 指定管理者が行う事業等

指定管理者は、自主事業を実施する場合、あらかじめその内容を市と協議しなければならない。

⑤ 管理業務の処理体制に関する事項

ア 指定管理者は、物産館の管理業務に従事させる職員（以下「職員」という。）の雇用のほか、物産館の管理業務に必要な体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理業務を効率的に行うための業務形態に合った適正な人数の職員を配置しなければならない。なお、職員のうちから管理責任者1人を置くものとする。

イ 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員の異動が生じた場合も同様とする。

ウ 指定管理者は、職員に対して管理業務の遂行に必要な研修を実施すること。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、訓練すること。

エ 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について市と協議しなければならない。

オ 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、すべての責任をもつこととし、理由のいかんを問わず、市は何らの責任を負わないものとする。

カ 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た市行政上の事項及び管理業務の処理に関する事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

⑥ その他の事項

ア 指定管理者は、物産館内の施設及び物産館にあらかじめ備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を無償で 사용할 ことができる。なお、備品が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合、市と指定管理者との協議により、必要に応じて市の費用で当該備品を購入し、又は調達するものとする。

イ 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしなければならない。

ウ 指定管理者は、吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第8条及び同施行規則第4条の規定に基づき、毎年度事業報告書を作成し、市長に提出すること。

エ 指定管理者が行う管理業務の全部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、市長が認める一部の業務についてはこの限りでない。

4. 管理業務に必要な経費

指定管理者は、管理業務に必要な経費を、市が支払う指定管理料及び特産品販売手数料等の収入によって賄うものとする。指定管理料の額については、指定管理者が提出する収支計画書に記載された額を基本として、市と指定管理者が締結する基本協定書及び年度協定書により決定する。

なお、収支計画の見積にあたっては、各年度の基準額を設定するので、基準額を上回る提案をした場合は失格とする。

基準額は、2,900,000円とする。

また、本件は指定管理者制度における指定管理料スライド制度（賃金水準や物価水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の増減を行う制度）の導入を検討しており、導入が決定した場合は、本件においても適用するものとする。

5. 市と指定管理者との責任の分担

物産館の管理運営に関する市と指定管理者との責任分担は、原則として次の表に定めるとおりとする。

種 類	内 容	市	指定管理者
需要の変動	利用者減少等による収益の減の場合		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令の変更の場合	○	
不可抗力	豪雨、洪水、地震、火災等で、市または指定管理者のいずれにも責めを帰すことのできない自然的または人為的な現象による施設設備の修復に伴う経費の増加及び事業履行不能の場合	事案の原因ごとに市と指定管理者が協議のうえ決定する	
運 営	施設、機器等の不備または施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による休止の場合		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部供用停止の場合		○
対 応	施設管理、運營業務内容に対する市民及び施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
	上記以外の場合	○	
利用者及び 第三者への 賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	事案の原因ごとに市と指定管理者が協議のうえ決定する	
施設・設備・ 備品の損傷	経年劣化または第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない場合で、1件100,000円未満の修繕		○
	経年劣化または第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない場合で、1件100,000円以上の修繕	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵による場合		○
	指定管理者が購入した備品が損傷した場合		○
	上記以外の場合	事案の原因ごとに市と指定管理者が協議のうえ決定する	
そ の 他	管理上の瑕疵による火災等の事故の場合		○
	警備不備による情報漏えい、犯罪発生の場合		○
	その他	事案の原因ごとに市と指定管理者が協議のうえ決定する	

6. 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

7. その他の条件

- (1) 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、市から遅延なくすべての業務引継を受けなければならない。
- (2) 市は、物産館を災害の発生その他特別の事情がある場合、優先的に使用することがある。指定管理者は、これに協力しなければならない。

8. 応募資格

- (1) 次の要件を満たす法人その他の団体であること。（個人の応募は認めない。）
 - ① 吉野川市内に主たる事務所（本店）を置いている法人及び団体であること。
 - ② 物産館の管理業務を安定的かつ円滑に行える団体であること。
 - ③ 緊急時に、応援体制を含め迅速な対応が確実に果すことができる団体であること。
- (2) 法人その他の団体及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）または第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - ④ 暴力団その団体の構成員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ⑤ 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - ⑥ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、暴力団の構成員等がいる団体
 - ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当している者
 - ⑧ 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者
 - ⑨ 市から指名停止処分を受けている者
 - ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づき更正手続きを行っている者
 - ⑪ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

9. 応募の方法

指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出すること。

- (1) 応募書類の受付期間
令和8年9月3日（木）から9月30日（水）まで
午前9時から12時と午後1時から5時（ただし、休日は除く）
- (2) 応募書類の提出方法等
 - ① 応募書類の提出方法は、持参又は郵便によること。なお、郵送による提出にあつては、令和8年9月30日（水）までの消印のみ有効。
 - ② 応募書類の提出先は、吉野川市産業経済部商工観光課とする。
- (3) 応募書類の種類
提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。
 - ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
 - ② 美郷物産館指定管理者事業計画書（様式第2号）
 - ③ 美郷物産館の管理運営に関する収支計画書（様式第3号）
 - ④ 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）
 - ⑤ 直近3カ年事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録（法人以外の団体にあつては、市長が必要と認めるもの）
 - ⑥ 市税、県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、提出を要しないものとする。）
 - ⑦ 申立書（様式第4号）
- (4) 応募書類の提出部数
正本1部及び副本8部（そのうち1部は製本をしないもの）を提出すること。副本

は、正本を複写して作成して差し支えない。

(5) 応募説明会の開催

物産館の概要、管理業務の内容等説明のため、次により応募説明会を開催する。

- ① 日 時 令和8年8月26日（水）午後3時30分から
- ② 集合場所 吉野川市役所 東館3階 233会議室
- ③ 申込方法 令和8年8月12日（水）から8月19日（水）まで、吉野川市産業経済部商工観光課に申し込むこと（様式第7号「吉野川市美郷物産館指定管理者の公募説明会参加申込書」によること）。その際、法人等の名称、代表者及び参加希望者名を明示すること。

(6) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。
- ② 応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ③ 応募書類及び追加資料は、吉野川市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ④ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差替えは、原則として認めない。
- ⑤ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

10. 指定管理候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理候補者の選定については、吉野川市産業経済部公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提案書類等の審査を行う。

(2) 候補者の決定

提出書類に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、その結果を参考として、市は候補者を決定し、審査結果は応募者に速やかに通知する。

11. 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者を物産館の指定管理者とする旨の議案を令和3年12月に開催される予定の吉野川市議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。

なお、市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において速やかに行うものとする。

12. 提出書類の一覧

- (1) 指定管理者指定申請書の様式
- (2) 美郷物産館指定管理者事業計画書の様式
- (3) 美郷物産館の管理運営に関する収支計画書の様式
- (4) 申立書の様式
- (5) その他関係書類

13. 問い合わせ先及び応募書類の提出先

吉野川市産業経済部商工観光課にぎわい観光係

〒776-8611

住 所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

電 話 0883-22-2226（直通）

F A X 0883-22-2237

E - m a i l shoukougankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp

14. 応募書類一式

様式第1号

令和 年 月 日

指定管理者指定申請書

吉野川市長 原 井 敬 様

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 電 話 番 号

印

吉野川市美郷物産館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

※ 添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支計画書
- 3 その他市長が定める書類

様式第 2 号

美郷物産館指定管理者事業計画書
1. 適正な管理運営のための基本的な考え方 (1) 申請した理由
(2) 施設の目的、業務内容に対する認識や指定管理になる意欲等
(3) 市民の平等な利用に関する考え方
(4) 施設の効用の発揮に関する考え方等

2. 経営組織の安定性

(1) 団体の運営理念や財務の健全性

(2) 過去又は現在の実績

3. 適正な管理運営のための基本的な考え方

(1) 事業への具体的な取り組み方等

(2) 施設の運営体制や組織図等（組織図・職員数等）

(3) 適正な管理や経理等

(4) 安全管理や緊急時の対応等（防犯・防災等）

(5) 個人情報の保護等

(6) 適切な経費の算定等

(7) 新たなサービスの展開等（自主事業計画等）

4. その他

様式第3号

令和 年度美郷物産館の管理運営に関する収支計画書

1. 収入 (単位:円)

項 目	金 額	備 考(積算根拠等)
利用料収入		
指定管理料収入		
その他の収入		
合 計		

2. 支出 (単位:円)

項 目	金 額	備 考(積算根拠等)
報酬		
手当		
賃金		
共済費		
福利厚生費		
法定福利費		
旅費		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
役務費		
通信運搬費		
手数料		
広告宣伝費		
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料		
原材料費		
備品購入費		
負担金		
公課費		
合 計		

注) 指定の期間の各年度について作成すること。

様式第4号

令和 年 月 日

申 立 書

吉野川市長 原 井 敬 様

申立者 住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

印

指定管理者の応募にあたり、次のとおり申し立てます。

記

当社(団体)は、吉野川市美郷物産館指定管理者募集要項8(1)②に規定するア～サの事項のいずれにも該当しません。

様式第 5 号

令和 年 月 日

辞 退 届

吉野川市長 原 井 敬 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 印

吉野川市美郷物産館の指定管理者の申請を辞退します。

担当者連絡先

氏 名			
所属・職名			
電話番号		F A X	

様式第 6 号

団 体 の 概 要

団 体 名					
所 在 地		電 話			
代 表 者		F A X			
設立年月日		従業員数			
沿 革					
業 務 内 容					
主 な 実 績					
管 理 実 績	発 注 者	施設所在地	施 設 名	管理内容	管理期間
財 政 状 況	年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
	総 収 入				
	総 支 出				
	当期損益				
	累積損益				
連 絡 担 当 者	所 属		電 話 番 号		
	氏 名		F A X		
	氏 名				

様式第 7 号

吉野川市美郷物産館指定管理者の公募説明会参加申込書

団 体 名	
所 在 地	
代表者氏名	
参加者氏名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X	